

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可……

……(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……

告示 (下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等 (三件) ……

公報

○当せん金付証券の発売委託……(財務局主計部公債課)……

雑報

○当せん金付証券の発売委託 (二件) ……

……(全国自治宝くじ事務協議会)……

告示

●東京都告示第八百三十九号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) 第一百五十七条第一項の規定に基づき池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第四百三十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和二年七月二日から令和五年十月三十一日まで

三 施行地区

豊島区池袋本町三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区池袋本町四丁目十六番六号

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年七月十九日

告示 (下水)

●東京都下水道局告示第七号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水を除く。) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 供用及び処理開始年月日

二 下水 (雨水を除く。) を排除及び処理すべき区域

別表のとおり

三 排水施設の位置

別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別

分流式

五 終末処理場の位置及び名称

大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

街区符号又は地番

町名

一部告示区域

世田谷 大蔵二丁目 十二番

同 区 大蔵四丁目 六番

●東京都下水道局告示第八号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 供用及び処理開始年月日

二 下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域

三 排水施設の位置

四 分流式又は合流式の別

五 終末処理場の位置及び名称

別表に掲げる区域の地先 分流式 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名 町名

全部告示区域 一部告示区域

世田谷 成城四丁目

四番、五番、十番及び十六番

同区 成城五丁目 九番

二番から五番まで、八番、十番、十六番、二十番及び二十一番

●東京都下水道局告示第九号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十九日

東京都下水道局長 佐々木

健

一 供用及び処理開始 令和五年七月二十七日

始年月日

二 下水(雨水)を 別表のとおり

排除及び処理すべき区域

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流 分流式

式の別

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名 町名

全部告示区域 一部告示区域

世田谷 祖師谷二丁目

一番から四番まで及び十八番から二十番まで 五番、十四番、十五番、十七番、二十一番及び二十二番

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和五年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百七十三回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 六億円 三百万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 令和五年十月二十一日から同年十一月十四日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して二億五千六百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千七百七十五万一千四百九十円

八 その他発売経費 発売総額に対して五千百六十六万円

九 受託申請期限 令和五年七月三十一日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千五百七十四回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 令和五年十月二十五日から同年十一月十四日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して八千三百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千四百六十六万三千九百九十円

八 その他発売経費 発売総額に対して千八百三十四万円

九 受託申請期限 令和五年七月三十一日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千五百七十五回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億五千万円 二百五十万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 令和五年十一月十五日から同年十二月十二日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して一億九百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千八百三十六万四千九百四十円

八 その他発売経費 発売総額に対して二千二百九十二万五千円

<p>九 受託申請期限 令和五年七月三十一日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>八 その他発売経費 発売総額に対して千三十万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年七月三十一日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千五百七十六回東京都宝くじ</p>	<p>一 名称 第二千五百七十八回東京都宝くじ</p>	<p>二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚</p>	<p>二 発売総額及び枚数 十四億円 七百万枚</p>	<p>三 証券金額 一枚二百円</p>	<p>三 証券金額 一枚二百円</p>	<p>四 発売期間 令和五年十一月二十九日から令和六年一月三十日まで</p>	<p>四 発売期間 令和五年十二月二十三日から令和六年一月十六日まで</p>	<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億四千二百五十万円</p>	<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して六億一千九百九十万円</p>	<p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p>	<p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p>	<p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千三十九万九千六百円</p>	<p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して九千六百十万六千八百九十円</p>	<p>八 その他発売経費 発売総額に対して千五百四十五万円</p>	<p>八 その他発売経費 発売総額に対して一億二千五十四万円</p>	<p>九 受託申請期限 令和五年七月三十一日</p>	<p>九 受託申請期限 令和五年七月三十一日</p>	<p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千五百七十七回東京都宝くじ</p>	<p>雑報</p>	<p>二 発売総額及び枚数 二億円 百万枚</p>		<p>三 証券金額 一枚二百円</p>		<p>四 発売期間 令和五年十二月六日から同月二十日</p>		<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して九千五百万円</p>		<p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p>		<p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千二十七万一千九百円</p>	
--	---	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------	-------------------------	--	--	---	---	---	---	---	---	---------------------------------------	--	--------------------------------	--------------------------------	---	---	---------------------------------	-----------	-------------------------------	--	-------------------------	--	------------------------------------	--	-------------------------------------	--	---	--	---	--

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和五年七月十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百八十一回全国自治宝くじ

十三億五千万円 四百五十万枚

一枚三百円

令和五年十月二十一日から同年十一月二十日まで

で

発売総額に対して六億二千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億一千二百三十五万六千六

百円

発売総額に対して一億二百三十三万円

令和五年七月三十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

一 名称
 第九百八十三回全国自治宝くじ
 四億円 四百万枚

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

係通達による。

一 名称
 第九百八十七回全国自治宝くじ
 十六億円 八百万枚

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

係通達による。

係通

- 一 名称 第九百八十八回全国自治宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 十八億円 六百万枚
- 三 証券金額 一枚三百円
- 四 発売期間 令和五年十二月二十三日から令和六年一月三十一日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して八億二千八百万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億四千九百四万一千二百円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して一億三千六百四十四万円
- 九 受託申請期限 令和五年七月三十一日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和五年七月十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第六十四回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
- 二 発売総額及び枚数 七億五千万円 二百五十万枚

（一億五千万円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）
 一枚三百円
 令和五年十月一日から同月三十一日まで

- 三 証券金額 発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 四 発売期間 令和五年七月三十一日
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して九億四千五百万円。ただし、
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 当せん金支払手数料 発売総額に対して百五十万二千百十六円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 八 その他発売経費 発売総額に対して一億八百八十二万五千元。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 九 受託申請期限 令和五年七月三十一日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

第六十五回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
 二十一億円 七百万枚

- 二 発売総額及び枚数 （三億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百七十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）
- 三 証券金額 一枚三百円
- 四 発売期間 令和五年十月一日から同年十二月三十一日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して九億四千五百万円。ただし、

六	委託対象事務の範囲 当せん金支払手数料	発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百三十九万四千四百九十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して三億四百七十一万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第六十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百萬枚 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	令和五年十月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百十万二千二百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第六十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	十億円 五百萬枚 (二億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百七十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	令和五年十月一日から同年十二月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して四億五千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百五十四万二千二百二十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億四千四百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第六十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百萬枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百七十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚百円
四	発売期間	令和五年十月一日から同年十二月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百七十二万二千四百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千四百三十五万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第六十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	七億五千万円 二百五十萬枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として)

三	証券金額	五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
四	発売期間	令和五年十一月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百三十九万九千六百七十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億八百八十二万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和五年十一月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百一万六千八百六十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二	発売総額及び枚数	七億五千万円 二百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和五年十二月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十一万三千七百七十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億八百八十二万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	七十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和五年十二月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六万二千六百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

